

浅川力三 県政だより



ホームページアドレス <http://www.asakawa-rikizo.net>

第120代 県議会議長に就任いたしました。

県議会議長 浅川 力三

皆様の温かい御支援の賜物であり、厚く御礼申し上げます。

5月臨時県議会で議長として初登板



議長就任に当たっての記者会見



議長室のデスクにて

5月10日に開催された一般選挙後の臨時県議会において多くの先輩議員、同僚議員の御推挙をいただき、第120代山梨県議会議長に就任いたしました。明治12年の第1回県会から130年を超える長い伝統がある県議会において、県勢の発展に尽力された歴代の議長の系譜に加わることができましたことは、まことに光栄でありますし、その使命と責任の重さに身の引き締まる思いです。

さて、過日の東日本大震災は、かつて私たちが経験したことの無い規模であり、15mを超える巨大な津波が押し寄せて、東北地方を中心に甚大な被害をもたらしました。また、福島第一原発事故により、周辺住民の皆さんも不自由で先の見えない避難所生活を強いられています。大自然の厳しい現実と多くの被災者の心情を思うと、単に憐憫の情という言葉では言い尽くせない、何か心の底から突き動かされるような感情にとらわれます。さらに、本県においても、経済の冷え込みや県産の輸出品の風評被害などが懸念されているところです。私は、政治に身を置く者の一人として、こうしたときこそ政治と行政が機能し、しっかりと責任を果すべきであると考えます。

私は、このように多難な時期に県議会議長という重責を担うこととなりましたが、政治家としてまさに持てる力のすべてを発揮する場面に遭遇できたものにとらえています。

知事とともに二元代表制の一翼を担う県議会が、山積する県政課題に果敢に立ち向かい、県民福祉の増進に向けてしっかりと役割を果していけるよう、議長として誠心誠意努めてまいります。

引き続き、温かい御支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

誠意・熱意・創意・勇気を持って「熱き心で行動する男」

浅川力三プロフィール

昭和22年7月8日/
浅川力三 誕生

旧清里村で父勝平、母すずゑの五男として生まれる。父は清里村 村長、高根町 町長を歴任

昭和41年/須玉商業卒業

昭和45年/拓殖大学卒業

昭和49年/昭和薬科大学卒業

昭和59年/八ヶ岳青年会議所創立メンバー 副理事長

平成9年/清里小学校PTA会長

平成10年/高根町議会議員

平成13年/高根町議会副議長

ポール・ラッシュの会 会長

平成15年/山梨県議会議員

平成16年/清里観光振興会々長

平成17年/決算特別委員長

平成18年/出資法人調査特別委員長

山梨県雪合戦連盟会長

北杜肝友会 相談役

平成19年/

農政商工観光委員長

山梨県信用保証協会 理事

企業会計決算特別委員長

山梨県農業信用基金協会 理事

平成20年/総務委員長

北杜市観光協会 会長

平成21年/山梨県議会 副議長

北杜ライオンズクラブ 会長

オール山梨青年会議所シニア会長

財団法人やまなし観光推進機構 副会長

平成23年/山梨県議会 議長

議長就任に当たって

山梨県議会議長 浅川力三

国の一極集中から地方への権限の委譲が進み、地方や地方議会の役割は格段に大きくなっています。こうした状況を踏まえ、最近の県議会では、条例案検討会や予算特別委員会の設置、議会活動の透明性を図るための費用弁償制度や政務調査費制度の見直しなど、数多くの改革が行われてきました。

これからもさらなる議会改革が求められており、その際に議会の議論をリードするのは議長の重要な役割の一つです。私は、これまでの議会改革の歩みを止めることなく、着実に進めていきたいと考えています。



議長室のデスクにて

■ 県執行部との意見交換の場

県議会の本会議と委員会で議員と県執行部との議論が行われていますが、本会議での議員の発言時間は年間40分に限定されています。また、突っ込んだ議論ができる常任委員会は4つに分かれていて、議員は自分が所属する委員会に所管する案件以外の議論には参加できません。

すべての議員がすべての案件の熱い議論に加わることができるよう、山梨県議会全員協議会（全議員が参加する公開の会議）を活用した県執行部との意見交換の場の設定を目指します。

■ 情報の発信

議員や議会の活動について評価いただく声がある一方で、「活動の成果が見えない。」などと厳しい声があることも承知しています。私は、議会や議員の活動の様子と成果を皆様に伝える努力が十分でないため、皆様の御理解がいただけていないのではないかと考えています。

定例会毎に実施している議長定例記者会見において県議会の最新情報を積極的に発信するとともに、議会ホームページでの海外研修報告書等の公開、やまなし県議会だよりの内容の充実などに努めていきます。

■ 議会基本条例

議会基本条例は、議会の基本理念を定め、いつの時代においても議会としての機能を発揮できるよう、これまでの議会改革の取り組みを網羅したもので、議会改革の集大成と位置づけられる、たいへん重いものです。そして、そのためには、議会内での深掘りした議論、県民の皆様からの意見聴取など非常に大きなエネルギーと年単位での準備期間が必要です。先輩の議長たちも条例制定を目指しましたが、まだ議論はスタートしていません。

私は、議員研修会を開催して、議員一人ひとりの意識を高め、議会の総意として議会基本条例の必要性を認識することから始めてまいります。そして、近い将来に、条例制定に向けての議論を交すシステム（検討会、プロジェクトチームなど）を構築できるよう力を注いでいきます。



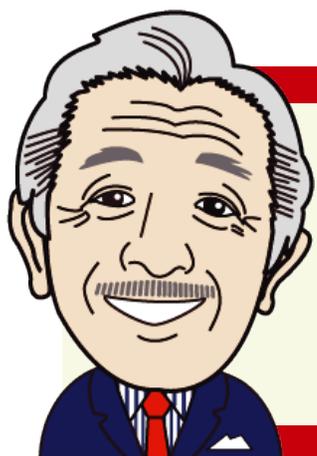
第33回山梨県看護大会であいさつ



山梨県人会連合会 第62回総会であいさつ



全国都道府県議会議長会へ出席



～あ と が き～

議長公務のため多忙な日々を過ごしていますが、過日の県議選で皆様とお約束したことは片時も忘れることはありません。議長としての職責を全うするとともに、峡北地域の議員として地域の農業、観光、教育・福祉の充実にも「熱き心」で全力を尽くしてまいります。御意見、御要望などがございましたら、遠慮なくお知らせください。